令和６年度 和光市広沢複合施設整備・運営事業
市民プール運営業務（サービス購入料Ⅰ） モニタリング項目一覧表

<table>
<tr><th rowspan="3">大項目</th><th rowspan="3">中項目</th><th rowspan="3">小項目</th><th rowspan="3">維持管理・運営業務水準書の内容</th><th colspan="4">第1四半期</th><th colspan="4">第2四半期</th><th colspan="4">第3四半期</th><th colspan="4">第4四半期</th></tr>
<tr><th>7月10日</th><th>7月11日</th><th>是正</th><th rowspan="2">備考</th><th>10月10日</th><th>10月15日</th><th>是正</th><th rowspan="2">備考</th><th>1月10日</th><th>1月21日</th><th>是正</th><th rowspan="2">備考</th><th>4月10日</th><th>4月11日</th><th>是正</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>SPC評価</th><th>市評価</th><th>レベル</th><th>SPC評価</th><th>市評価</th><th>レベル</th><th>SPC評価</th><th>市評価</th><th>レベル</th><th>SPC評価</th><th>市評価</th><th>レベル</th></tr>
<tr><td rowspan="5">運営業務</td><td rowspan="4">総則</td><td>業務の対象範囲</td><td>業務の対象範囲は、公共施設（北エリア）の運営業務とし、適用法令･条例･基準等に基づき実施する。</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>年度業務計画書</td><td>・毎年度の運営業務の実施に先立ち、開館日、開館時間、実施体制、実施内容、事故･火災等非常時の対応等の必要な事項を記載した年度業務計画書を作成し、各年度の事業開始日の 60 日前までに市の承諾を受ける。
・年度業務計画書は本維持管理・運営業務水準書とともに、運営業務の実施状況の監視（モニタリング）を実施する。</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>業務報告書</td><td>運営業務に関する日報、月次業務報告書、四半期総括書及び年次総括書を年度業務報告書として作成し、以下の期限までに市に提出する。なお、年度業務報告書に関して、別途市より指示を受けた場合は、それに従う。
･日報（ＳＰＣにて管理）
･月次業務報告書（翌月の 10 日（土、日、休日の場合は次の平日）までに提出）
･四半期総括書（当該四半期の翌月 10 日（土、日、休日の場合は次の平日）までに提出）
･年次総括書（翌年度の 4 月末までに提出）</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>基本要件</td><td>公共施設の開館日数･開館時間</td><td><table><tr><th>施設</th><th>閉館日</th><th>開館時間</th></tr><tr><td>総合児童センター</td><td>(1)毎月第２及び第４木曜日（これらの日が国民の祝日に関する。法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する。休日（以下この号において「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日）
(2)１月１日から同月３日及び１２月２９日から同月３１日まで
※必要と認めるときは、市長の承認を得て、休所日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる
※年間最低３３０日以上</td><td>9:00~19:00
※提案により最大21:00</td></tr><tr><td>市民プール</td><td>(1)毎月第２及び第４木曜日（これらの日が国民の祝日に関する。法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する。休日（以下この号において「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日でない日）
(2) １月１日から同月３日まで及び１２月２９日から同月３１日まで
※必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる</td><td>9:00~21:00
※提案により変更可能</td></tr></table>
※1 小中学校の短縮授業及び休業日は可能な限り開館する。
※2 開館日数は保守点検によるものを除く
※3 学校水泳授業時は 8：30～開館とする。</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>施設使用規則</td><td>施設の貸出及び使用に関する「施設使用規則」を定め、施設の供用開始に先立ち、市の確認を受ける。「施設使用規則」を変更しようとする場合も同様とする。
※「施設使用規則」は施設において常時配布･閲覧できるようにしておく</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>保険</td><td>運営期間中、以下の保険に加入する。
<table><tr><td>保険名称</td><td colspan="3">施設賠償責任保険（施設賠償）</td></tr><tr><td>保険契約者</td><td>ＳＰＣ</td><td>被保険者</td><td>和光市及びＳＰＣ</td></tr><tr><td>保険料</td><td>250,000 円/年</td><td>保険金額(てん補限度額)</td><td>1,000,000,000 円</td></tr><tr><td>保険期間</td><td>2021.12～2041.3</td><td>免責金額</td><td>0 円</td></tr><tr><td>保険内容</td><td colspan="3">施設の維持管理の不備や、構造上の欠陥、施設の用法に伴う仕事の遂行が原因となり、第三 者に与えた損害を補償（児童センター、市民プール、プレーパーク）</td></tr><tr><td>特約条項</td><td colspan="3">保険事故対応特別費用、被害者対応費用、漏水担保</td></tr></table>
<table><tr><td>保険名称</td><td colspan="3">施設賠償責任保険（請負賠償）</td></tr><tr><td>保険契約者</td><td>運営維持管理企業</td><td>被保険者</td><td>運営維持管理企業</td></tr><tr><td>保険料</td><td>包括付保 ※1</td><td>保険金額(てん補限度額)</td><td>100,000,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">保険期間</td><td rowspan="3">2021.12～2041.3</td><td rowspan="3">免責金額</td><td>①②1 千円（１事故）</td></tr><tr><td>③⑤０千円（１事故）</td></tr><tr><td>④5 千円（１事故）</td></tr><tr><td rowspan="8">保険内容</td><td colspan="3">①施設所有・使用・管理に起因する偶発事故による法的賠償</td></tr><tr><td colspan="3">②上記施設の業務遂行に起因する偶発事故による法的賠償</td></tr><tr><td colspan="3">③店舗他で販売商品に関する生産物賠償（日用品・食品など）</td></tr><tr><td colspan="3">④上記施設で管理する受託物の損壊・紛失・盗取の所有者賠償</td></tr><tr><td colspan="3">⑤借用不動産に対する賠償</td></tr><tr><td colspan="3">⑥上記事故による損害賠償請求訴訟対応時の緊急を要する費用補償</td></tr><tr><td colspan="3">⑦上記事故による被害者への見舞金もしくは見舞品購入費用補償</td></tr><tr><td>特約条項</td><td colspan="3">無し</td></tr></table></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="3">大項目</th><th rowspan="3">中項目</th><th rowspan="3">小項目</th><th rowspan="3">維持管理・運営業務水準書の内容</th><th colspan="4">第1四半期</th><th colspan="4">第2四半期</th><th colspan="4">第3四半期</th><th colspan="4">第4四半期</th></tr>
<tr><th>7月10日</th><th>7月11日</th><th>是正</th><th rowspan="2">備考</th><th>10月10日</th><th>10月15日</th><th>是正</th><th rowspan="2">備考</th><th>1月10日</th><th>1月21日</th><th>是正</th><th rowspan="2">備考</th><th>4月10日</th><th>4月11日</th><th>是正</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>SPC評価</th><th>市評価</th><th>レベル</th><th>SPC評価</th><th>市評価</th><th>レベル</th><th>SPC評価</th><th>市評価</th><th>レベル</th><th>SPC評価</th><th>市評価</th><th>レベル</th></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td rowspan="4"></td><td>総合児童センター運営概要</td><td><table><tr><th>利用枠</th><th>一般</th><th>貸室（昼）</th><th>貸室（夜）</th><th>民間公共的事業</th></tr><tr><td>利用者</td><td>18歳未満及び同行保護者の自由利用</td><td>18歳未満の貸館利用</td><td>18歳以上の貸館利用</td><td>ＳＰＣ提案による自主事業参加者</td></tr><tr><td>利用時間</td><td>全館※１</td><td>音楽スタジオ</td><td>音楽スタジオ
シアターアリーナ
※２</td><td>全館</td></tr><tr><td>利用者負担</td><td>無料</td><td>無料</td><td>有料（条例の範囲内で提案）</td><td>提案により市の承諾を受ける</td></tr></table>※1 音楽スタジオを除く
※2 シアターアリーナについては 19 時まで自由利用</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>市民プール運営概要</td><td><table><tr><th>利用枠</th><th>一般</th><th>学校貸切</th><th>一般貸切</th><th>民間公共的事業</th></tr><tr><td>利用者</td><td>個人による自由利用</td><td>広沢小学校
第二中学校</td><td>予約団体等</td><td>ＳＰＣ提案による自主事業参加者</td></tr><tr><td>同時平行の一般利用</td><td>―</td><td>不可</td><td>最低３コース確保</td><td>最低３コース確保</td></tr><tr><td>利用者負担</td><td>条例の範囲内で提案</td><td>市</td><td>有料（条例の範囲内で提案）</td><td>提案により市の承諾を受ける</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>施設使用料等</td><td>ア 施設利用料
① 利用料金制とし、SPCは施設利用料を自らの収入とする。
② 総合児童センターの貸室及び市民プールの施設利用料は、和光市児童センター設置及び管理条例及び、和光市民プール設置及び管理条例を踏まえ市に提案し定める。
③ 市外利用者に対しては割増率 100%を設定する。

イ 民間公共的事業（自主事業）
民間公共的事業に係る参加費収入、財産貸付に基づく用品等販売収入等、本業務から得られる収入についても自らの収入とする。</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>複合施設の総合調整</td><td>ア 運営協議会及び部会の設置
各施設の総合調整や連絡等を密に行うために、複合施設運営協議会を定期的に開催する。さらに詳細な各施設の改善等に係るモニタリングや市民参加の促進を目的として部会を定期的に開催する。
 </td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>イ 部会
部会は、民間マネジメント業務を通じて、詳細な各施設の改善等に係る意見のヒアリングや利用者モニタリング、市民参加の促進を行う為、下記の部会を定期的に開催する予定であり、民間事業者からの提案内容、各施設所管部署の意見により、今後、当該内容を見直すことがある。尚、開業より一定期間は、利用者との関係性を醸成することが必要なため、運営業務における利用者の参加事業等を通じた意見聴取が行えるよう運営事業者は部会の運営に協力するものとする。
<table><tr><th>関連施設</th><th>部会内容</th><th>構成</th></tr><tr><td>総合児童センター</td><td>施設モニタリング</td><td>市民、利用者代表（子ども・中高生）、総合児童センター運営者、市担当</td></tr><tr><td>総合児童センター</td><td>子どもの遊び
中高生の居場所
プレーパーク
子育て支援</td><td>市民、利用者代表（子ども・中高生）、総合児童センター運営者、市担当、有識者等</td></tr><tr><td>総合児童センター</td><td>大人の遊び空間</td><td>市民、利用者代表、総合児童センター運営者、市担当、有識者等</td></tr><tr><td>総合児童センター</td><td>児童発達支援</td><td>市民、総合児童センター運営者、児童発達支援センター、診療所、有識者等</td></tr><tr><td>総合児童センター・
民間収益施設</td><td>コワーキングスペース</td><td>市民、総合児童センター運営者、コワーキングスペース運営者</td></tr><tr><td>市民プール</td><td>施設モニタリング</td><td>市民、コンシェルジュ、プール運営者、市担当、学校</td></tr><tr><td>市民プール・
民間収益施設</td><td>市民の健康づくり</td><td>市民、コンシェルジュ、プール運営者、市担当、民間収益事業者</td></tr><tr><td>民間収益施設</td><td>広場・オープンスペース</td><td>市民、民間収益事業者、民間マネジメントチーム</td></tr></table></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr>
</table>

大項目	中項目	小項目	維持管理・運営業務水準書の内容	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
				7月10日 SPC評価	7月11日 市評価	是正 レベル	備考	10月10日 SPC評価	10月15日 市評価	是正 レベル	備考	1月10日 SPC評価	1月21日 市評価	是正 レベル	備考	4月10日 SPC評価	4月11日 市評価	是正 レベル	備考
	運営業務全般について	受付業務	ア 利用受付業務 ① 受付では、利用受付、料金徴収、各種案内等のサービスを提供する。 ② 電話等での各種問い合わせの対応、利用者からの苦情、見学者への対応などに対して、適切な対応を行う。 ③受付付近に、掲示板あるいは案内表示システム等を設置し、施設の利用方法、料金体系、当日のイベント及び実施プログラム等の情報を利用者に分かりやすく提供する。『利用者ご意見箱』を設置し、いただいたご意見に対して『利用者の声掲示板』にて迅速に回答するなど対応を行う。 ④介助を必要とする利用者については、円滑な施設利用が可能なように適切な対応を行う。	○	○			○	○			○	○			○	○		
			イ 利用料金収受業務 ① 料金徴収の方法については、チケット自動販売機を設置する。など、省力化に努める。 ② 来場者数、収入額等のデータを把握･整理し、常に分析可能な状態にしておくこと。 ③ クレジットカード、電子マネー等に可能な限り対応する。 ④ 総合児童センターの貸室に対する。料金の徴収は、予約の際に行う。 ⑤ 利用の中止や利用の取消し等があっても、事前に収受した利用料金の還付は行わない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、事前に収受した利用料金の全部又は一部を還付する。																
			ウ 財産貸付による自主事業 ① 民間事業者は、施設運営上支障のない範囲において、施設利用者の利便性向上を目的として、専用スペースにおいて用品等の販売を行うができる。 ② 市は、民間事業者の提案に応じて民間事業者に対して行政財産の貸付けを行う場合がある。なお、この場合、和光市財産規則の規定に基づいて民間事業者から貸付料を徴収する。																
		利用者の意見を運営に反映させる対処	① 利用者からの苦情や要望等に対し、適切な対応を行う。尚、判断･対応等が困難な場合は、市と協議を行い、部会運営者に報告する。 ② 市と協議し、公共施設（北エリア）で提供するサービスの評価についてのアンケート用紙を作成し、利用者からのアンケート結果を回収する。 ③ 利用者アンケートを年２回実施する。アンケートの実施にあたっては、公平性に配慮し、定期的に一定数の意見を把握できるよう工夫する。 ④ 回収されたアンケートについてこれをとりまとめ、市に提出するとともに部会運営者に報告する。	○	○			○	○			○	○			○	○		
		災害時の対応	① 民間事業者は、災害などの発生時には、公共施設（北エリア）の利用者を安全、速やかに避難させるほか、災害時に必要な最低限の資機材等の用意を行う。 ② 災害発生の対応マニュアルを整備し、従業員に周知する。緊急時の対応について対策を講じる。 ③ 防災訓練を年２回実施する。 ④ 緊急時の被害を最小限にとどめるため、自衛防災組織を設置する。 ⑤ 一時的な帰宅困難者の受け入れを行うものとし、キッズスペース及びシアターアリーナ、広場等を開放する。 ⑥ 一時的に停電となった場合でも、自家発電設備により限定的な範囲での照明及び空調の利用を行う。 ⑦ プールの水を利用したマンホールトイレを設置する。マンホールトイレはプライバシーの観点から独立したパネル等で囲い、男女別に設置する。 ⑧ 災害時における初期段階の飲料水確保が行えるよう、受水槽の運用変更、プール水浄水利用及び災害対応自動販売機を設置する。 ⑨ 大規模災害を想定したBCP計画を策定し「優先業務」「応急対策業務」「復旧業務」に分けた行動計画を定める。	○	○			○	○			○	○			○	○		
		資料作成等	資料の作成及び視察対応等、本事業について市が求める事項について、速やかに対応する。	○	○			○	○			○	○			○	○		

大項目	中項目	小項目	維持管理・運営業務水準書の内容	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
				7月10日 SPC評価	7月11日 市評価	是正 レベル	備考	10月10日 SPC評価	10月15日 市評価	是正 レベル	備考	1月10日 SPC評価	1月21日 市評価	是正 レベル	備考	4月10日 SPC評価	4月11日 市評価	是正 レベル	備考
	市民プール運営業務（Ⅰ）	運営基本方針	① 民間収益施設との相乗効果の元、市民の健康増進を図ることを目的とする。 ② 安全かつ清潔な施設運営を行う。 ③ 広沢小学校及び第二中学校における水泳授業として利用する。	○	○			○	○			○	○			○	○		
		監視	ア 水面監視 ① 監視員は、監視室等からプールの水域をもれなく監視する。また、プールサイドの適切な場所に配置し、プールサイド等の安全確保にも配慮する。 ② 監視員は、救命講習会等を受講させるか、研修会を開催し緊急時の対応が可能となるようにしておく。 ③ 監視員の配置及び人数については、利用者の安全を第一に設定する。 ④ 利用者の注意事項、利用時間、プールの見取り図等を入口その他遊泳者の見やすい場所に掲示するとともに、放送等での呼びかけ、プール監視員などから指示や注意を与える。 ⑤ 事故等の発生に備え、救急法、応急措置法等について日頃から訓練等を行い、万が一事故が発生した場合は、直ちに救助にあたり、適切な対応を行う。なお、統括マネージャーや市、関係各機関にも速やかに報告する。 ⑥ ＡＥＤを設置し取扱の研修を行う。	○	○			○	○			○	○			○	○		
			イ 利用者指導 ① プールへの入水前及びトイレの利用後等、利用者にシャワーによる身体の洗浄を十分に行わせる。 ② プール利用者には、水泳帽の着用を義務づけ、かつゴーグルの着用を推奨する。	○	○			○	○			○	○			○	○		
			ウ 事故･急病等への対応 ① ＳＰＣは、市民プールの利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、救護室に簡易な薬品等の用意を行う。 ② 事故及び急病人発生の対応マニュアルを整備し、従業員に周知する。等緊急時の対応について適切な対策を講じる。	○	○			○	○			○	○			○	○		
		施設管理	ア 日常管理 ① プール本体、プールサイド等の日常点検、清掃を毎日行う。 ② 各施設の水温及び室内温度は、適切に管理する。 ③ 水質管理に当たっては、文部科学省「学校環境衛生基準 第４ 水泳プールに係る学校環境衛生基準」、厚生労働省「遊泳用プールの衛生基準」、「埼玉県プールの安全安心要綱」に従って行う。 ④ 安全管理については、埼玉県「プールの安全管理指針」に従って行い、休憩時間ごとにプール槽内各設備（環水口など）に異常がないか確認する。 ⑤ 水温、水深はプールサイドの見やすい位置に掲示する。 ⑥ 更衣室、シャワー室及びトイレは、営業時間中定期的に巡回し、備品類の整理整頓、毛髪や水滴等の除去、消耗品類の補充等を行い、常に利用者が衛生的かつ快適に利用できる状態を維持する。	○	○			○	○			○	○			○	○		
			イ 利用状況の把握等 ① 利用者数を常に把握し、水質管理等効率的な管理を実施する。 ② 光熱水費の節約に努める。 ③ 利用者区分毎に利用者数などのデータを集計する。月毎の集計表を作成、月次業務報告書とともに提出する。	○	○			○	○			○	○			○	○		
		市民参加	ア コンシェルジュによる利用案内 ① 市民参加によるボランティアを募集し、利用者の誘導及び介助、希望者への泳法指導等を通じて、コミュニケーションの促進を図る。安心してボランティアに参加いただけるよう、AED操作や、応急処置の訓練（最低年２回）、水難訓練（年２回）を実施する。 ② 監視員や施設職員の業務を代替させることは禁止とする。ただし、職員の性別偏在解消のため、更衣室やトイレの巡回など簡易な点検を補佐的に依頼する事ができるものとする。 ③ ボランティア参加の方へ、民間収益施設との連携した特典を付与する。	○	○			○	○			○	○			○	○		
			イ 健康増進を目的とした民間収益施設との連携 ① 利用者の施設利用促進を促すため、市民プール・温浴施設だけでなく、施設全体で使えるポイントカードを導入する。 ② 施設利用する度にポイントが溜まり、ポイントに応じた特典を付与することで、施設に訪れるきっかけを作り、健康増進を図る。																	

大項目	中項目	小項目	維持管理・運営業務水準書の内容	第1四半期				第2四半期				第3四半期				第4四半期			
				7月10日 SPC評価	7月11日 市評価	是正 レベル	備考	10月10日 SPC評価	10月15日 市評価	是正 レベル	備考	1月10日 SPC評価	1月21日 市評価	是正 レベル	備考	4月10日 SPC評価	4月11日 市評価	是正 レベル	備考
		利用枠詳細	ア 一般利用 ① 一定時間ごとに休憩時間を設け、利用者にも周知する。 ② 歩行及び遊泳、練習など利用方法、あるいは泳力に応じてコースを区分し、利用者間のトラブルを防止する。 ※年齢制限等は、提案、及び近隣の類似施設の状況を考慮して、施設の供用開始までに市が定めるものとし、供用開始後は、必要に応じ事業者との協議の上、適宜取決めを行うものとする。	○	○			○	○			○	○			○	○		
			イ 学校貸切 ① 学校貸切は、広沢小学校及び第二中学校の水泳授業を想定し午前中に実施する。 ② カリキュラムに合わせて、あらかじめ指定された水深の設定を行う。 ③ 学校貸切中の児童生徒への水泳指導、安全管理及び不測の事態における対応は、第一義的に各学校の教職員が行う。プール監視員は通常の一般利用時と同等の水面監視及び維持管理を行う。また、緊急対応時には救護の支援と、教員がプールから学校と連絡を取る際の支援を行う。 ④ 着衣遊泳訓練を年２回程度行うため、水質の管理に注意する。 ⑤ 詳細な日程は前年度の10 月頃に学校、市教育委員会事務局、ＳＰＣの三者で協議し決定する。その際、学校行事を最優先する。 ⑥ やむを得ない事由による場合に限り、３日前までの申し出により日程変更に応じる。 ⑦ 学校貸切中は、プール内全施設において一般利用を認めない。ただし12 時45 分から一般更衣室の利用を可とする。 ⑧ 学校貸切の使用に対する対価は、ＰＦＩ事業におけるサービス購入料とは別途市からＳＰＣへ支払う。 ※料金算定については、年度当初の児童生徒数×利用単位数により算出される延べ利用人数に、２時間当たり施設使用料を乗じて算出するものとする。 ⑨ 学校との協議を踏まえて、コンシェルジュによる、児童生徒の誘導及び指導補助を行う。 ⑩ 学校貸出中の一般利用者へHPや館内インフォメーションを活用し周知を徹底する。 ⑪ 学校貸出時の緊急対応フローを学校と協議のうえ、作成する。	○	○			○	○			○	○			○	○		
			ウ 一般貸切 ① 一般利用時間中に団体等に対して、コースの貸切を有料にて認めることができる。 ② 一般貸切を認める際、大プールの３コースについては、常に一般利用のために確保する。とし、一般利用のピーク状況や要望にも配慮しながら一定のルールを定めて運用する。 ③ 一般貸切料金は、1 回当たりの施設利用料×利用人数以上の金額として提案に基づき市が設定する。	○	○			○	○			○	○			○	○		
			エ 民間公共的事業（自主事業） ① 民間公共的事業は、民間事業者が公共施設を活用して企画することで、市民生活を豊かにし、かつ利便性を向上させるために実施する事業とし、自主事業の有料スクールの運営は本項目に該当する。 ② 公共施設（北エリア）の利用者に対し、自らの責任において、利用者の利便性を向上、市民の健康増進に寄与するサービスを提案する。 ③ 市民プールの位置づけを考慮し、年に数回程度、市民を対象とした水泳事業を提案する。 ④ 市内小学生を対象とした夏期講習を夏休み期間中に開催する。 ⑤ 民間公共的事業における利用者が負担する施設利用料、及びイベント等による参加費収入は、民間事業者自らの収入とする。ただし、その内容及び料金については、公共施設として著しく逸脱しないよう留意する。 ⑥ 民間公共的事業の実施に係る費用は全て民間事業者の負担とする。 ⑦ 民間公共的事業実施の際、大プールの3コースについては、常に一般利用のために確保する。 ⑧ 民間公共的事業を実施しない時間帯及びコースは、積極的に一般利用に充てる。 ⑨ 民間公共的事業の実施時間帯は一般利用時間中に準ずることとし、民間事業者が提案する。ただし、一般利用のピーク状況や要望にも配慮しながら設定することとし、利用者動向や社会状況の変化を踏まえ、適切に見直しを行う。 ⑩ 広域からの集客を図るため、送迎バスを運行する。	○	○			○	○			○	○			○	○		
		軽易な備品	ア 学校利用 下記の備品を購入し、数量指定があるものはシーズン時に利用可能な状態に整える。 ○ビート板100 枚 ○アームヘルパー30 組 ○浮島 ○浮きボール ○ダイブリングもしくはボール ○スイムヘルパー30組	○	○			○	○			○	○			○	○		
			イ 一般利用 ① 不特定多数の者が使用する。備品、利用者に貸与する。備品等は清潔に保ち、破損したら交換する。（学校利用備品を含む） ② 一般利用備品は学校利用備品との共用可とする。	○	○			○	○			○	○			○	○		